

学校いじめ防止基本方針

習志野市立第一中学校

令和6年3月改定

いじめ防止対策

1 いじめ問題に関する基本理念

いじめは重大な人権侵害であるとともに、暴力をふるう、金品を盗む、金品をたかる、誹謗中傷などは犯罪行為である。「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめられている子どもを必ず守り通す」ということを基本理念として全教職員が指導に当たる。また、いじめ問題への対応に当たっては、「いじめ対策推進法」を遵守し、正確で丁寧な説明を心がけ事実の隠蔽や虚偽の説明を行ってはならない。

2 いじめ防止基本方針策定の目的

いじめは、生徒の心や体を深く傷つける重大な人権の侵害行為であり、学校には、全生徒が安心して生活し、共に学び合う環境を作っていくことが求められている。そのために、生徒の絆づくりや居場所づくりに努めるとともに、いじめの未然防止と早期解消に向け取り組む。

3 いじめの定義

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じている」こと。なお起こった場所は学校の内外を問わない。

4 指導の重点

(1) いじめに対する基本認識と全関係者による対応

いじめは決して許されないことであるとともに、「どの生徒にも、どの学級やどの部活動等でも起こり得るものである」ことを十分に認識して、教職員が関係者と連携して未然防止と解消に当たる。また、小学校と連携を深め、継続的な指導と個に応じた支援を充実させる。

(2) 早期発見・早期対応

日頃から生徒が発するサインを見逃さないようにして、いじめの早期発見に努める。また、各学期ごとにいじめアンケート調査を実施し、その後の教育相談や面談等を通して、生徒の悩みや保護者の不安を積極的に受け止め、指導と解決にあたる。表面的に解決した件についても継続観察を行い、きめ細かい指導を心がける。

(3) いじめを許さない学校づくり

「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて、生徒一人ひとりに徹底し、未然防止の観点から、傍観者からいじめを抑止する仲裁者、いじめを告発する相談者が現れるようないじめ防止教育を行う。また、生徒会を中心とした「いじめゼロ宣言」など生徒の自発的な活動を支援する。

(4) 情報モラル教育の徹底

LINE・X・Instagram等による特定・不特定多数への誹謗・中傷の送信や、誤送信によるトラブルを防ぐため、情報モラル教育の充実に努める。

(5) 学校、家庭、地域社会と連携した取組

地域をあげて生徒を守り育てるために、学校や家庭、生徒の健全育成に関わるPTAや青少年健全育成連絡協議会等と連携し、情報交換と行動連携に努める。また、学校だよりや保護者会、家庭教育学級等を通じて、いじめの発見と速やかな連絡と対応について、保護者への啓蒙活動を充実させる。

いじめ対策組織

1 日常的活動

いじめの未然防止のため、日常的・計画的に取り組む。

いじめ対策委員会

校長、教頭、生徒指導主任、不登校対策教員、人権教育担当教諭、各学年主任、
養護教諭、教育相談担当者 教育相談担当者、(スクールカウンセラー、教育相談員)

いじめ防止のための年間指導計画を学校全体で組織していく。「いじめ対策委員」が保護者や関係諸機関の窓口となり、日頃より協力体制を築いておく。※いじめ防止対策担当者：生徒指導主任

いじめ対策委員会窓口 習志野市立第一中学校 生徒指導主任 047(472)6165

○活動内容

- ・年間指導計画及び活動事例の作成
- ・情報の交換と指導の共通理解
- ・実態把握（每学期アンケート調査実施）
- ・保護者・地域への啓発活動 保護者・地域・関係機関との連絡調整
- ・校内研修会の立案 関係児童・生徒の指導と援助 等

2 緊急時対応

いじめの事実発見時には「緊急いじめ対策委員会」を開催する。

緊急いじめ対策委員会

総括（校長、教頭）
生徒指導主任（集約担当）、不登校対策教員、人権教育担当教諭、各学年主任
養護教諭 教育相談担当者、(スクールカウンセラー、教育相談員)
(学級担任・学年教員) 教育委員会（指導課）・民生児童委員等関係機関

サポートチームを結成し組織的に対応する。サポートチームは事例ごとに結成し、解決した時点で解消する。「いじめ対策委員会」のメンバーを中心に事例に応じて必要なメンバーを柔軟に参加させる。

○活動内容

- ・当該学年の指導体制の確立と支援
- ・当該児童・生徒の指導
- ・保護者対応(加害・被害)
- ・事例に応じた関係機関との連絡調整
- ・地域への協力要請

いじめの未然防止

1 いじめを生まない人間関係作りの推進

(1) いじめの未然防止と教育活動の関連

道徳

特別活動

各教科

総合的な学習の時間

いじめの未然防止は、次の3点を念頭に、全教育活動との連携を図って進める。

- ① いじめに正面から向き合ったいじめ防止のための教育の展開
- ② 年間を通じた計画的・継続的な指導の展開
- ③ 生徒が自ら考えるような指導の展開

(2) いじめ防止プログラム年間指導計画の策定

- | | | | | |
|------|------------------------------------|--------------------------------------|-------------------------------------|---------------------------------|
| 1 学期 | <input type="checkbox"/> 望ましい人間関係 | <input type="checkbox"/> 学級のルール | <input type="checkbox"/> 人権感覚の向上 | <input type="checkbox"/> 教育相談週間 |
| | <input type="checkbox"/> いじめのアンケート | <input type="checkbox"/> いじめ防止プログラム | | |
| 2 学期 | <input type="checkbox"/> 友人関係の見直し | <input type="checkbox"/> 学級の課題解決 | <input type="checkbox"/> 教育相談週間 | <input type="checkbox"/> 生命尊重教育 |
| | <input type="checkbox"/> 地域ボランティア | <input type="checkbox"/> いじめのアンケート | <input type="checkbox"/> いじめ防止プログラム | |
| 3 学期 | <input type="checkbox"/> 人間関係の確立 | <input type="checkbox"/> いじめ防止キャンペーン | <input type="checkbox"/> 地域ボランティア | |
| | <input type="checkbox"/> いじめのアンケート | <input type="checkbox"/> いじめ防止プログラム | <input type="checkbox"/> 情報モラル教育 | |

(3) いじめを許さない生徒の育成

学校生活の中では、生徒同士のトラブルは日常的なものと言えるが、そうしたトラブルがいじめへと発展していくことないように、未然防止を図ることが何よりも重要である。

現在は「発生してから対応する（事後対応）」という考え方から、「問題が発生しにくい学校風土を作る（未然防止）」という考え方への転換が求められている。そこには、すべての児童生徒を対象に、健全な社会性をはぐくみ、当たり前のことを当たり前に行っていく、善いことは善い、悪いことは悪いと伝えていくことが、学校教育本来の活動であるという考え方が根底にある。

いじめ等の問題行動が起きた後の対応ばかりに力を注ぐのではなく、起きにくくするために力を尽くす「積極的な生徒指導」という考えを積極的に取り入れ、被害者を守るという意味だけの未然防止策ではなく、加害者にさせないという意味での未然防止策を推進していく必要がある。そのためにも、生徒会を中心とした「いじめゼロ宣言」など生徒の自発的な活動を積極的に支援する。

(4) 教職員の研修の充実

マニュアルを活用した校内研修を実施し、いじめ問題についてすべての教職員で共通理解を図る。その中で、学校全体として暴力と暴言を排除するために、教職員の不適切な発言や体罰がいじめを助長すること、過度の競争意識や勝利至上主義が生徒のストレスを高め、いじめを誘発することを再確認する。

教職員一人一人に様々なスキルや指導方法（ロールプレイング・インシデントプロセス・KJ法など）を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修や、カウンセラーやスク

ールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施する。さらに、初任者等の若い教職員に対しては、校内でのOJTが円滑に実施されるよう、配慮する。

(5) 保護者や地域からの情報提供

日頃から、いじめ問題に対する学校の考え方や取り組みを保護者や家庭に周知し、共通認識に立った上で、いじめの発見に協力を求めるとともに、保護者からの訴えに耳を傾ける。

いじめ対策委員会窓口 習志野市立第一中学校 生徒指導主任 047(472)6165

2 いじめを許さない学校・学級づくり

① 学級経営を充実させる

- ・生徒に対する教師の受容的、共感的態度により、生徒一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う学級作りを心がける。

② 学級活動の充実

- ・いじめを題材として取り上げ、いじめの未然防止や解決の手だてについて話し合い、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。発達段階に応じて、「心のノート」の利用・道徳の授業等でいじめの心理について学習する。
- ・学級内のコミュニケーションを活性化するため、積極的に構成的グループ・エンカウンター等の社会性を育てるプログラム学習を推進する。
- ・人間関係のトラブルや、いじめの問題に直面した時の対処の仕方を、ソーシャルスキルトレーニング（相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル）等で学習する。
- ・生徒の自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりを推進する。
- ・いじめの大半は言葉によるもので、「キモイ」「ウザイ」「死ね」などの人権意識に欠けた言葉遣いへの指導が重要である。正しい言葉遣いができる集団を育てるために掲示物による啓蒙活動を充実させる。
- ・生徒の実態を質問紙調査や欠席・遅刻・早退の日数等の把握や養護教諭との連携も深め把握する。

③ 道徳教育の充実

- ・いじめを題材として取り上げることを指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図る。思いやりや、生命・人権を大切にする指導の充実に努める。

④ 生徒指導の機能を生かした授業の充実

- ・「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりを推進する。
- ・「楽しい授業」「わかる授業」を通して、生徒の自然発生的なコミュニケーション場面を設定し学び合いを推進する。

⑤ 体験学習の充実

- ・生徒は自己と向き合い、他者、社会、自然との直接的なかかわりの中で、生命の対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自分が気づき、体得していく。そのために、発達段階に応じた体験学習を展開していく。（職場体験、校外学習、ボランティア福祉体験、交流及び共同学習の充実を図る）

⑥ 学校行事

- ・生徒が挑戦することで、達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事を企画し、実施する。

⑦ 生徒会活動

- ・生徒会長による「いじめ防止宣言」や生徒会が主体となった生徒会活動により、いじめ防止を訴え、解決を図れるような自発的、自治的な活動に取り組めるように支援する。

いじめの早期発見

1 いじめの早期発見のために

(1) いじめを発見する手だて

①相談・通報のすすめ

- ・いじめについて相談することや通報することは適切な行為であり、事態解決の第一歩であること
をいじめアンケートや教育相談、生徒会によるいじめゼロ宣言などの機会を捉えて周知徹底する。

②教師と生徒との日常の交流を通じた発見

- ・生活ノートや教育相談、休み時間や昼休み、放課後の雑談の機会に、気になる様子に目を配る。

③複数の教員の目による発見

- ・多くの教師が様々な教育活動を通して生徒たちにかかわることにより、発見の機会を多くする。
- ・教室から職員室へ戻る経路を時々変えたり、生徒のトイレを利用したりすることも、気になる場面の発見にもつながる。
- ・休み時間、昼休みに学年フロアで生徒の様子を観察することや、放課後の校内巡回を計画的に行う。

④アンケート調査

- ・「教育相談事前アンケート」や「いじめアンケート」等の調査を学校全体で毎学期・計画的に実施する。さらに、生徒の状況や実態に応じて・学年始めや長期休暇明けなど、生徒の人間関係に変化が訪れる時期や、学年末でクラス替えなどによる不安を感じる頃に実施するなど柔軟な対応をする。
- ・アンケートの集計や分析には、担任を中心に複数の教員であたり、記述内容の分析などにはスクールカウンセラー等の専門的な立場からの助言を得る。

⑤教育相談を通じた把握

- ・定期的な教育相談週間だけでなく、生徒が希望をする時には面談ができる体制を整えておく。
- ・担任だけでなく、誰でも話しやすい教職員に相談ができることや、校長室前の意見箱や教育相談・カウンセラーへの相談箱（管理を徹底する）があることを周知徹底する。

⑥いじめ対策委員会の活用

- ・いじめ対策委員会が、毎週行われる生徒指導部会・教育相談部会・運営委員会を総括し、複数の目で見た情報の交換を図り、いじめの早期発見につなげる。教職員一人ひとりが知り得たいじめの情報は、学校がいじめ防止等の対策のために組織に報告・共有する必要がある。また、学校だよりや学校HP、保護者会などで、いじめ対策委員が保護者や関係諸機関の窓口となっていることを周知する。

⑦関係機関の紹介

- ・関係機関の連絡先を配布物やポスター等で紹介することで、いじめ対策室・市町村や警察の相談機関等へのいじめの訴えや相談ができることを家庭や地域に周知する。

○いじめ相談窓口

《24時間子供SOSダイヤル》

TEL0120-0-78310(なやみ言おう)

《千葉県いじめ相談児童生徒専用フリーダイヤル(千葉県教育委員会)》

TEL0120-415-725 (フリーダイヤル)

10:00～16:00(火・水・金) 10:00～20:00(月・木)

《子ども家庭110番》(千葉県中央児童相談所)

TEL043-252-1152 9:00～20:00(月～金) 9:00～17:00(土・日・祝)

《ヤング・テレフォン・センター》(千葉県警察本部)

日時：月～金曜日(祝日・振替休日を除く) 9時～17時

フリーダイヤル 0120-783497 (ナヤミヨクナル)

《子どもと親のサポートセンター電話相談窓口》

・フリーダイヤル0120-415-446(県内のみ) 24時間対応

・臨床心理士、学校心理士などの相談員が交代で相談に応じています。

※メール相談・FAX相談(24時間受付しています。)

・電子メールアドレス：saposoudan@chiba-c.ed.jp

・ファクス番号：043-207-6043

《習志野市青少年センター 青少年問題に関する相談》

住所・習志野市鷺沼1-2-1 電話番号・047-452-7867

営業時間等の詳細 ・月～金9:00～17:00(祝祭日を除く)

《習志野市総合教育センター 教育相談》

住所・習志野市東習志野3-4-4 電話番号・047-475-8341

《習志野市いじめについてのメール相談》 tsunagaru@city.narashino.lg.jp

《習志野市いじめ匿名メール相談WEBアプリ》 タブレット端末

いじめへの対応

いじめの発見から解決まで

(1) 「緊急いじめ対策委員会」の開催

いじめを発見した職員は、担任、学年主任に報告するとともに、緊急時には、管理職及び生徒指導主任(いじめ対策委員担当)に即時報告する。

管理職は「緊急いじめ対策委員」を招集して、サポートチームを結成し組織的に対応する。

サポートチームには「いじめ対策委員会」のメンバーを中心に、事例に応じて必要なメンバーを参加させ、当該学年への人的支援を行う。

サポートチームは事例ごとに結成し、解決した時点で解散する。

(2) 組織的対応の展開

① 情報の整理

・いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の生徒の特徴

② 対応方針の確認

- ・緊急度の確認「自殺」、「不登校」、「脅迫」、「暴行」等の危険度を確認
- ・事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認

③ 役割の分担

- ・当該学年の指導体制を確認し、必要な人的支援をおこなう
- ・被害者からの事情聴取と支援担当・加害者からの事情聴取と指導担当の分担
- ・周囲の生徒と全体への指導担当・保護者への対応担当・関係機関への対応担当の分担
- ・必要に応じて、教育委員会や警察等関係機関に支援を依頼する。

④ 事実の究明

- ・いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。
- ・聴取は、被害者→周囲にいる者(冷静に状況をとらえている者)→加害者の順に行う。

<事情聴取の際の留意事項>

- いじめられている生徒や、周囲の生徒からの事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯に配慮し、適切に食事時間・休憩時間を設定する。
- 安心して話せるよう、その生徒が話しやすい人や場所などに配慮する。
- 聴取した内容については、必ず記録(手書きとデジタルデータの両方)を残す。
- 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取をすすめる。
- 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意をはらう。
- 聴取を終えた後は、当該生徒を自宅まで送り届け、教師が保護者に直接説明する。

<事情聴取の段階ではではないこと>

- ▲いじめられている生徒といじめている生徒を同じ場所で事情を聴くこと。
- ▲暴言や威圧など不適切な方法で聴取すること。
- ▲注意、叱責、説教だけで終わること。
- ▲双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ▲ただ単に謝ることだけで終わらせること。
- ▲当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

(3) 被害者(いじめられた生徒)への対応

【基本的な姿勢】

- いかなる理由があっても、徹底していじめられた生徒の味方になる。
- 生徒の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

【事実の確認】

- 担任を中心に、生徒が話しやすい教師が対応する。
- いじめを受けた悔しさやつらさにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。

【支援】

- 学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
- 希望があれば、スクールカウンセラーや教育相談員などの教職員以外の専門家への相談ができることを伝える。
- 自己肯定感の喪失を食い止めるよう、生徒のよさや優れているところを認め、励ます。

- いじめている側の生徒との今後の付き合い方など、行動の仕方を具体的に指導する。
- 学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校や信頼できる教師の連絡先を教える。
- 安心して登校できるようまで、必要に応じて見守り活動や送り迎えを行う。
- ▲「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。

【保護者への対応】

- 必要に応じて被害生徒本人を家まで送り、確認されたいじめの事実、指導の方針、指導の内容、いじめ被害生徒への支援等について直接伝える。

【経過観察】

- 生活ノートの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- 自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。
- いじめの解消は「いじめの行為が止んでいること」（少なくとも3ヶ月以上を目安とする）、
「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」等を基準に総合的に判断する。

(4) 加害者（いじめた生徒）への対応

【基本的な姿勢】

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。

【事実の確認】

- 対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。
- 話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。

【指導】

- 被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。
- 被害生徒の心情をくみ取らせ、今後の付き合い方など、行動の仕方を具体的に指導する。
- 被害者・通報者への報復や威圧は決して許されないことを、徹底して指導する。
- いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。
- 不平不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくり聴く。

【保護者への対応】

- 必要に応じて保護者を学校に来てもらい、確認されたいじめの事実、指導の方針、指導の内容、被害生徒家庭との連絡方法、今後の指導における家庭との連携、家庭で指導してほしいこと等について、原則として直接会って伝える。

【経過観察等】

- 生活ノートや面談などを通して、教師との交流を続けながら成長を確認していく。
- 授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを認めていく。

(5) 観衆、傍観者への対応

【基本的な指導】

- いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
- いじめの問題に、教師が生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。
- いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。

【事実の確認】

- 担任を中心に、生徒に指導を浸透させられる教師が対応する。
- 被害生徒のいじめを受けた悔しさやつらさに、共感させながら事実を聞いていく。

【指導】

- 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- 被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。
- いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

【経過観察等】

- 学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。
- いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

(6) 出席停止等の措置について

いじめを繰り返している生徒に対しては、日頃からきめ細やかな指導や教育相談を粘り強く行うことが必要であるが、指導の効果があがらず、他の生徒の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合は、**別室への登校**や出席停止の措置を含めた対応を検討する。(学校教育法第35条)

ネットいじめへの対応

① ネットいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。

◆メールでのいじめとは

- ・ブログでのいじめ
- ・チェーンメールでのいじめ
- ・学校非公式サイト(学校裏サイト)でのいじめ
- ・SNS(友達数人に限定したサイト)からのいじめ
- ・動画共有サイトでのいじめ



◆匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。

- ◆掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。
- ◆スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報(GPS)により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。
- ◆一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

② 未然防止のためには

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に 連携・協力し、双方で指導を行う事が重要である。そのために、学校だよりや長期休業のしおり等で生徒・保護者への周知・啓蒙を行う。

〈未然防止に向けて〉

- ・生徒たちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において生徒たちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること
- ・インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと
- ・「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に生徒たちに深刻な影響を与えることを認識すること

〈早期発見に向けて〉

- ・家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること
- ・情報モラルに関する指導の際、生徒たちに理解させるポイント
インターネットの特殊性による危険や生徒たちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

〈インターネットの特殊性を踏まえて〉

- ・発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- ・匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
- ・違法情報や有害情報が含まれていること。
- ・書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。
- ・一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。

③ 早期発見・早期対応のためには

関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- ・書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を生徒、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。
- ・学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になる。
- ・被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要がある。

重大事態への対処

1 重大事態の基準

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

【想定されるケース】

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

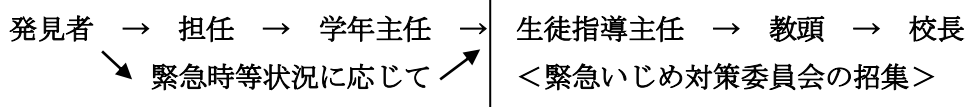
【相当の期間の目安】

- 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。
- 上記の目安にかかわらず、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合。

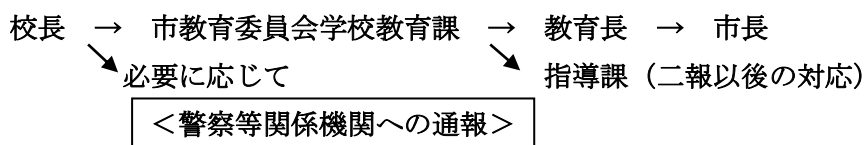
③生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

2 重大事態発生時の対応

【学校内の報告・連絡】



【教育委員会を通じた報告・連絡】



- ・習志野市教育委員会 学校教育課 047(451)1133 指導課 047(451)1132
- ・習志野警察署 生活安全課 047-474-0110 内線 267

3 重大事態の調査結果概要は、同種のいじめの再発防止のため習志野市ホームページで公表する。公表内容及び実地の判断は、教育委員会のガイドラインに従い、当該生徒及び保護者の意向を踏まえて決定する。

4 教育委員会、警察、地域等の関係機関との連携

① 市教育委員会との連携

学校においていじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける。

解決が困難な事案については、必要に応じて教育委員会の主導で、警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指す。

② 県教育委員会との連携

指導主事や学校支援チーム（学校OB、警察OB、スクールソーシャルワーカー、精神科医）、問題解決サポートチーム（学校OB・弁護士・精神科医）の派遣、教育事務所「教育相談窓口」（弁護士等）の利用について依頼する。

③ 警察との連携

学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署や少年サポートセンターに相談し、連携して対応する。生徒の生命・身体のおびやかされる場合には、直ちに通報する。

④ 地域等その他関係機関等との連携

いじめた生徒のおかれた背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、こども家庭センターや福祉事務所、民生・児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する。

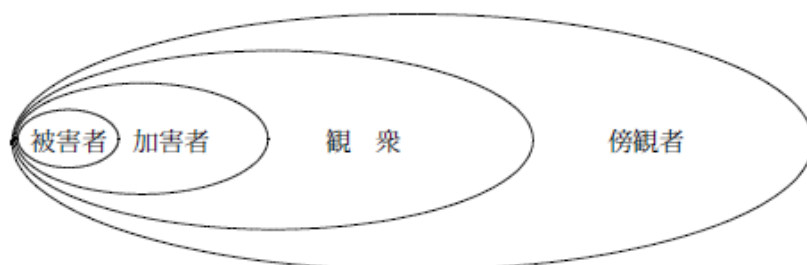
公表・点検・評価

公表・点検・評価等について

- ① 学校で作成した「学校いじめ防止基本方針」をHPにて公表する。さらに、学校評価の中にいじめ問題への取り組みについての項目を入れ、結果から効果的な対応を分析し未然防止・早期発見に努める。
- ② 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ③ 学期ごとに生徒への「いじめアンケート」を実施し調査分析を行うとともに、年度ごとに保護者・教職員には、学校評価アンケートを行い、いじめ防止対策の検討や対応を行い、改善策を検討していく。
- ④ 国・県の基本方針の策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、基本方針の見直しを検討する。また、必要があると認められるときは、随時見直しを行い、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

いじめ防止・解決のための資料

1 いじめ集団の四層構造



被害者：いじめられている子ども。一人の場合が多い。

加害者：いじている子ども。複数の場合が多い。以前、いじめられたことがあり、現在立場が逆転していることもある。

観衆：はやし立てたり、面白がって見ている子ども。加害の中心の子どもに同調・追従し、いじめを助長する。

傍観者：見て見ぬふりをする。人がいじめられているのを無視することは、いじめに直接的に荷担することではないが、加害者側には暗黙の了解と解釈され、結果的にはいじめを促進する可能性がある。

- ・いじめた相手は「よく遊んだり話したりする友達」が男子女子とも約5割。
- ・いじめられた子のうち、「誰にもいじめられたことを話さない」が男子の約半数女子の約2割。
- ・いじめを見て見ぬふりをする子どもは全体の5割弱。（1997年森田洋司調査）

※ いじめは、仲のよい関係で起き、当事者は訴えることが少なく、観衆や傍観者は被害者になることを恐れて黙っている等の姿が見えてきます。

このように、現代のいじめは「いじめる子」「いじめられる子」だけの個別の問題なのではなく、「集団の問題」という側面をもつため、学級・学年・各部活動といった集団の指導が重要になります。

～担任として学級経営を見直すチェックリスト～

直接いじめの加害者・被害者になっていない子どもたちでも、いじめが起きやすい雰囲気のある学級・生徒集団の中にいると心が乱れてくる。（環境が人を創る）反対に、学級の環境を整備することで、生徒の心が豊かになり、温かい人間関係を築くことが可能になる。

【教師の言動】

- 生徒の言い分に耳を傾けている。
- 生徒のよさを見つけようとしている。
- 人に迷惑をかける行動には、毅然とした態度で対応している。
- えこひいきや差別をせずに生徒に接している。
- やたらと競争意識をあおったり、個人の責任を集団に押しついたりすることがない。
- 個人のプライバシーを守っている。
- 一日に一回は会話をするなど、どの生徒ともかかわり合いをもっている。
- 教師自身が生徒を傷つけたり、いじめを助長するような言動をしない。

【授業時間・学級活動】

- わかりやすい授業、充実感のもてる活動が行われている。
- どの生徒の発言にも、全員が耳を傾けている。
- 困ったことを話題にし、本音を出して考え合うムードができています。
- 朝の会、帰りの会が内容豊かで、生き生きと運営されている。
- リーダーに協力する支援体制ができています。
- 係が積極的に活動し、新しい試みを取り入れようとしている。

【日々の生活】

- 誤りを認め、許し合えるムードがある。
- 教室に笑い声が響き、明るい雰囲気がある。
- 学級の小集団が閉鎖的でなく、互いに交流がある。
- 給食時に和やかな雰囲気があり、清掃や係活動等で公平に仕事がされている。

【教員同士の連携・保護者との連携】

- 学年会や他の会議で、生徒の様子を情報交換できる場が確保されている。
- 日頃から職員室に、生徒や学級の様子を気楽に話題にできるムードがある。
- 学年だよりや学級だよりなどで、学年・学級の取組の様子が保護者に理解されている。
- 日頃から、個々の生徒の様子を保護者と連絡し合えるシステムが確立されている。
- いじめ等の問題について、保護者の訴えに謙虚に耳を傾け、正確に情報提供している。

《学校教育法第35条》

※出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から設けられているものである。

- 1 公立の小・中学校において、性行不良であって他の児童生徒の教育の妨げがあると認める児童生徒があるとき、市町村の教育委員会は、その保護者に対して、児童生徒の出席停止を命じることができる。
 1. 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
 2. 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
 3. 施設又は設備を損壊する行為
 4. 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為
- 2 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。
- 3 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手續に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。
- 4 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

学校だけで解決が困難な事案に対応するため、各教育事務所・高校教育課に設置し、複雑・多様化する課題に対して専門的・多面的な支援を行う。

《就学校の指定の変更や区域外就学について》

市町教育委員会において、いじめられた生徒の心身の安全が脅かされる場合等、いじめられた生徒をいじめから守りぬくために、必要があれば就学校の指定の変更や区域外就学について弾力的に対応することと規定されている。

保護者から、市町内の他の学校や他の市町等の学校に変更したい旨の申し出があれば、市町教育委員会と十分に協議する必要がある。 ※手続きに関して、一部の市町で異なる場合がある。

《参考資料》

「いじめ防止対策推進法」	文部科学省
「いじめ問題の現状と対策について」	千葉県教育員会
「いじめ対応マニュアル」	兵庫県立教育研修所
「いじめ対応マニュアル」	大分県教育委員会
「いじめ対応マニュアル」	群馬県総合教育センター
「いじめ対応マニュアル」	福岡市
「学校いじめ防止基本方針」	船橋市立習志野台中学校